

# 都内社会福祉法人の退職金制度に関する調査結果報告

## 目 次

第 1 編 調査の概要 .....	1
第 2 編 結果の概要 .....	3
第 3 編 統計表 .....	12
考 察 .....	16
資 料 .....	18
調査票の様式.....	24

平成 26 年 11 月



社会福祉法人  
東京都社会福祉協議会  
福祉施設経営相談室



## 第1編 調査の概要

(1)調査主体 東京都社会福祉協議会（福祉施設経営相談室）

(2)調査目的

東京都社会福祉協議会では、社会福祉事業、介護保険事業の人材確保の上で重要な要素としての退職金制度の実態を調査し、あわせて、平成20年に実施した同種の調査との時系列的傾向を把握し、現在在職職員及びこれから採用される職員に適用される退職金制度の課題と方向性の検討に資する。

(3)調査期間 平成26年6月～8月

(4)調査対象

都内所在の社会福祉施設等を経営する社会福祉法人（ただし、都内で社会福祉施設を経営しているが主たる事務所が東京都内に存しない場合は除く）。

(5)調査方法 FAX・郵送による全数調査

(6)調査票送付数 796法人

(7)回答法人数（回答率） 558（70.1%）

(8)主な調査項目

- ①法人全体の常用職員数
- ②法人全体の常用職員の年齢分布状況（比率）
- ③法人全体の常用職員の勤続年数分布状況（比率）
- ④法人の退職金制度の加入状況について、加入している職員が一番多い制度
- ⑤施設・事業所の種別

(9)調査対象退職金被支給職員

本調査における常用職員とは、雇用期間に定めのない職員（いわゆる正規職員）及び雇用期間に定めのない職員のうち、正規職員以外の者で労働時間が就業規則で定める正規職員の所定労働時間の3分の2以上の者

(10)平成20年の調査目的

平成18年4月施行の「改正社会福祉施設職員等退職手当共済法」により従前の共済契約を締結した場合その加入が義務付けられていた「特定介護保険施設等（特養、デイ、認知症対応型老人共同生活援助）」が法人の任意加入になった。

これは、法改正により平成18年4月以降採用した職員に係る退職手当掛金に対する

る補助（国1/3、都道府県1/3）がなくなったことによるものである。これに伴い、例えば特養100名定員、加入対象職員が55名とした場合の掛金は全額事業者負担（単位掛金の3倍負担）となれば7,375千円、と経営上無視できない負担となった。

こうした状況の中、都内社会福祉法人に新規の加入が認められた中小企業退職金共済制度（以下「中退共」という。）も含めて職員の労働条件に係る退職金制度の実態を把握し、東社協が推進している福祉人材確保ネットワーク事業の進展を図るために調査を実施したものである。

福祉人材確保ネットワーク事業参画要件の内、退職金制度については、福祉人材確保ネットワーク事業で採用する職員の退職金が、次のいずれかの条件を満たしていることとしている。

- ・ 福祉医療機構又は東社協従事者共済会のいずれかに加入していること。
- ・ 中退共のみに加入の場合は掛金月額5,000円以上に加入していること。
- ・ 独自の退職金制度の場合及びその他の制度加入の場合は、前記の給付水準に達していること。

\* 福祉人材確保ネットワーク事業とは、合同採用試験を通じて都内の社会福祉法人等がネットワークを組んで、職員採用と人材交流を行うしくみ（東社協：東京都福祉人材センターが実施）。

#### (11) 前回調査からの追加項目

退職金制度設計に際しては、職員の勤続年数に規定される退職金制度維持に要する経費の積算及び支給金額の多寡の把握が不可欠であるため平成26年調査では、職員数、職員年齢分布、職員勤続年数分布を調査し、職員の勤続実態を反映した制度設計を考える上でデータを提供することに意味があると考えた。これは、単純平均勤務年数ではなく、区分した年数ごとに割合を求めるにより、より実態を反映したデータとなり、法人間においても有意な相違データが得られることを意図した。

## 第2編 結果の概要

### (1) 回答社会福祉法人の状況

【表1】

法人区分	今回調査結果	前回調査結果	東京都調べ
特定介護保険施設等のみ経営法人 A	116 (21%)	114 (19%)	155 (18%)
保育所事業のみ経営 C	197 (35%)		337 (39%)
障害者事業のみ経営 D	81 (14%)	359 (64%)	362 (62%)
複数事業経営	保育、障害、申出施設等その他事業を複数経営する法人 E	82 (15%)	
	特定介護保険施設等を経営かつ特定介護保険施設等以外の社会福祉事業も経営法人 B	82 (15%)	111 (19%)
小計	558 (100%)	587 (100%)	870 (100%)

退職金制度は基本的に法人単位であるので、以下の法人区分により、調査結果を表記している。これは、福祉医療機構の掛金負担が社会福祉施設の種類により異なる（福祉医療機構における社会福祉施設は単位掛け金のみ、平成18年4月以降採用職員に係る特定介護保険施設等及び申出施設は単位掛け金の3倍）ことから、介護保険事業関係では、加入に際して検討事項である掛け金の相違をふまえた調査結果とする必要があるからである（対象施設の内訳は後掲資料1参照）。

本調査は、東京都又は東京都区市が所轄庁である社会福祉法人を対象としたことから、都内で社会福祉施設を経営しているが主たる事務所が東京都内に存しない法人は対象外となっている（東京都調べと同じ）。

「東京都調べ」は、東京都が公表している平成25年4月1日現在の東京都及び都内区市が所轄庁である社会福祉法人（社会福祉施設等を経営するに限る）についての区分である。

法人区分	該当社会福祉施設等（主な例示）
特定介護保険施設等のみ経営する法人（以下「法人区分A」という。）	特別養護老人ホーム、ケアハウス、高齢者在宅サービスセンター（デイ）、無料低額介護老人保健施設、老人居宅介護等事業
上記に加え、上記以外の社会福祉事業も経営する法人（以下「法人区分B」という。）	養護老人ホーム、ケアハウス、認可保育所、母子生活支援施設、救護施設、障害者支援施設、老人居宅介護等事業
保育所事業のみ経営する法人（以下「法人区分C」という。）	認可保育所
障害者事業のみ経営する法人（以下「法人区分D」という。）	障害者福祉施設（入所系）、同（通所系）、障害児福祉事業所、相談支援事業
保育、障害、申出施設等その他事業を複数経営する法人（以下「法人区分E」という。）	乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、救護施設、学童、地域包括支援センター、居宅介護支援

なお、本調査はあくまで社会福祉法人を単位に設問されており、回答数値は施設数ではないことに留意する必要がある。ただし、問4は施設種別単位での回答である。

調査回答率は70.1%であり、都内社会福祉法人の実態を反映するデータとして有効と思われる。回答法人における法人区分（上記A～E）割合は、東京都の全数集計とほぼ同様なものとなっており、全体のみならず法人区分単位における傾向を把握する上でも有効と思われる。

## （2）法人全体の常用職員数（問1）

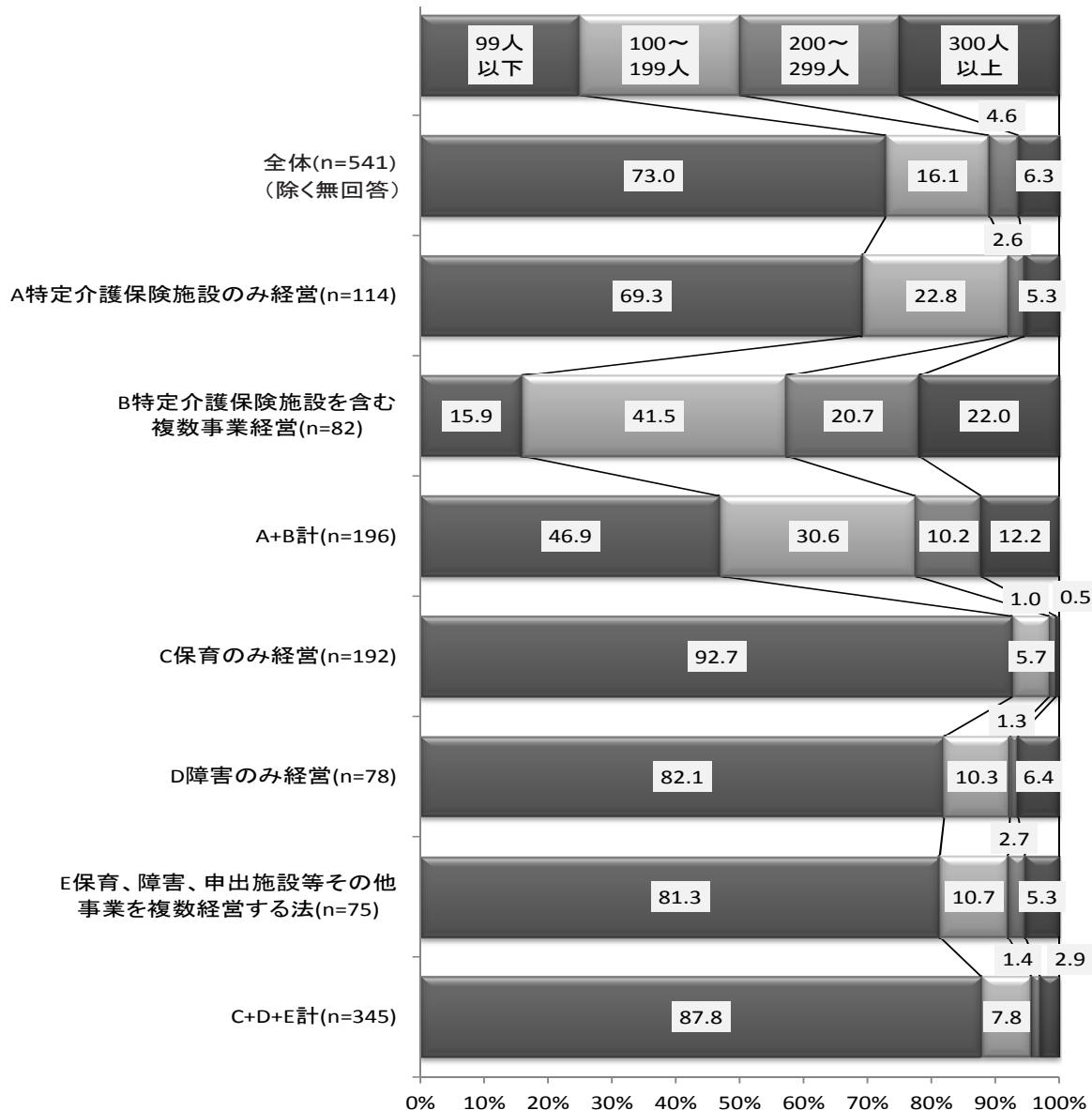
法人区分別職員数を見てみる。99人以下の法人が73.0%（無回答を除く。以下10頁まで同。）を占めている。これは労働関係法における各種猶予措置を受ける法人が多数であることを意味している。すなわち、100人以下の職員数である法人は①労働基準法第138条（第37条第1項ただし書き。法定割増率50%適用猶予）②育児・介護休業法に定める育児短時間勤務、介護休暇、所定外労働の免除（平成24年6月30日に猶予措置廃止）③次世代育成法（一般行動計画策定）④障害者雇用促進法（法定雇用率の確保）の適用を受けることとなる。

法人区分別にみると、法人区分A（特養が87.9%を占める）では、69.3%が99人以下である。都内特養の利用者比率による平均職員数は利用者2.1：職員1（東社協調）であるので、職員数は1施設あたり平均定員が100名であれば50名、これにデイ、ショートを併設していれば、職員数は60名前後と推測が可能となる。ちなみに、都内1法人当たりの特養経営は1.38施設である（東京都施設一覧）。

法人区分Cでは、92.7%が99人以下となっている。社会福祉法人が経営する都内保育所では、100名定員で27名前後の常用職員であり（東京都社会福祉施設等調査報告）、ほとんどの法人では合計300人定員以下の保育所を経営していると推測

が可能となる。

### 法人区分別職員数



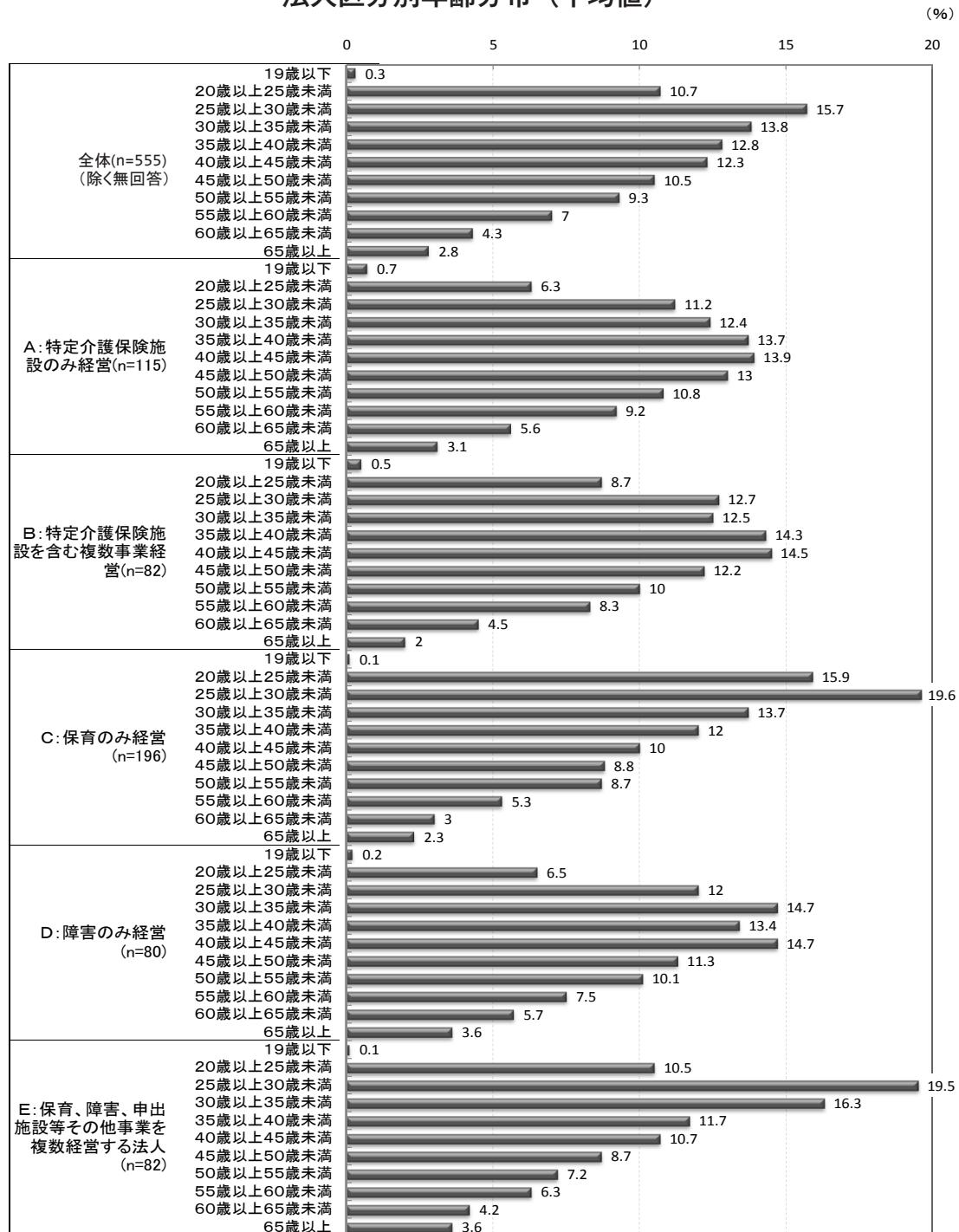
### (3) 法人全体の常用労働者の年齢分布状況（問2）

法人区分Aでは、19歳～45歳未満で57.5%を占めており、また、3.6人に1人は35歳～45歳未満である。

法人区分Cでは、19歳～35歳未満で49.3%を占めており、また、5.1人に1人が25歳～30歳未満である。

法人区分Dでは、19歳～45歳未満で61.5%を占めており、また、法人区分Aと近似値となっている。

法人区分別年齢分布（平均値）



#### (4) 法人全体の常用労働者の勤続年数分布状況（問3）

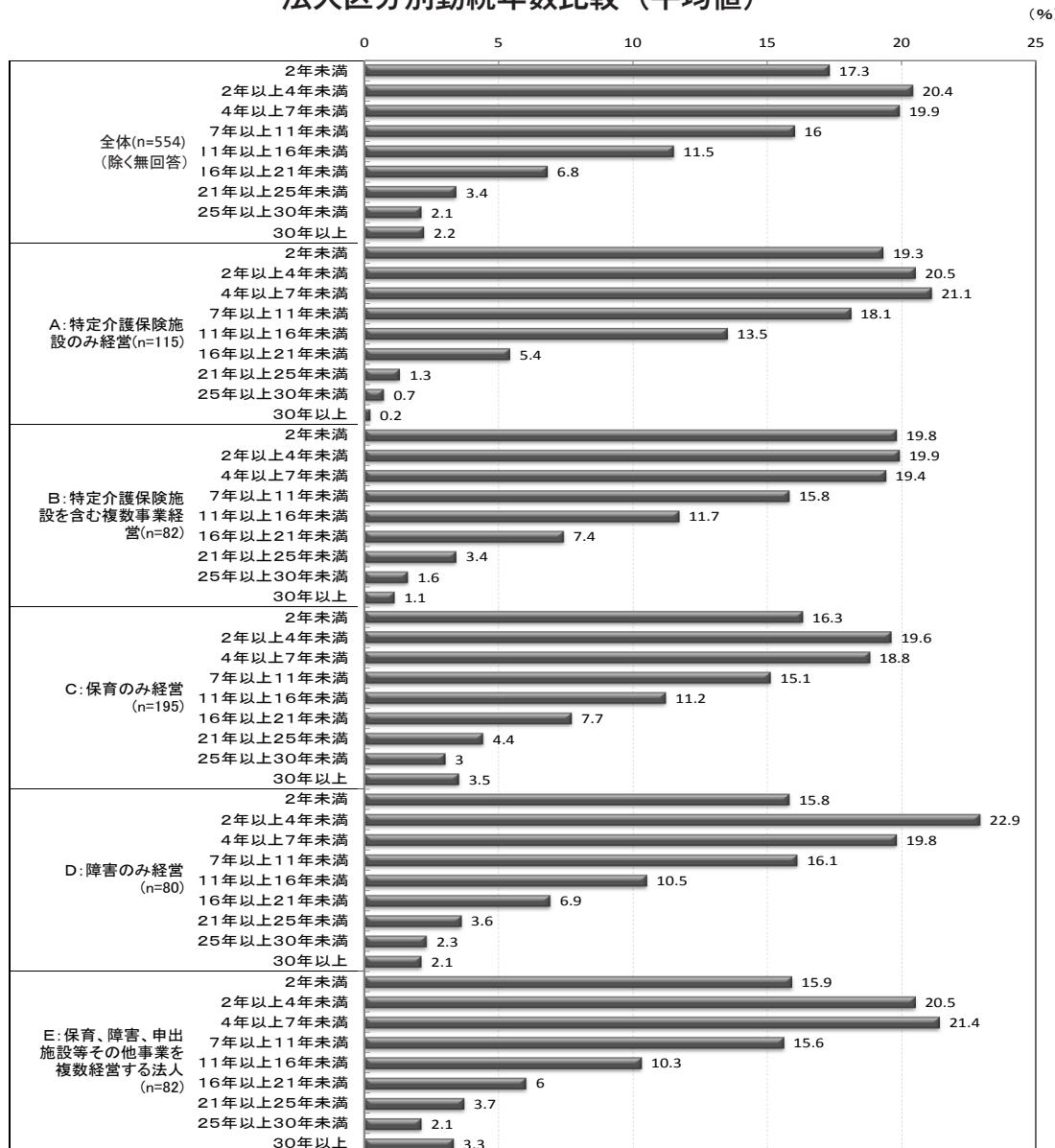
7年未満の職員の割合をみてみると法人区分Aの60.9%、法人区分Dの58.5%、法人区分Cの54.7%の順に高くなっている。

問2との関連でみると法人区分Cでは新卒が多いこと、法人区分Dでは40歳以上45歳未満が同数トップであることを勘案すると30歳以降での採用が少くないと思われる。

他方、勤続年数が7年未満の職員が法人全職員の50%以下（=7年以上の勤続年数職員が過半数を占める）の法人は全回答法人の31.9%相当の177法人であった。

内訳は、①法人区分A及びB計では41法人（198法人中20.7%）、②法人区分Cでは82法人（197法人中41.6%）、③法人区分Dでは27法人（80法人中33.7%）であり、業種間、法人間において有意な差異が見られた（当該集計表は掲載略。データのマッチングによった）。

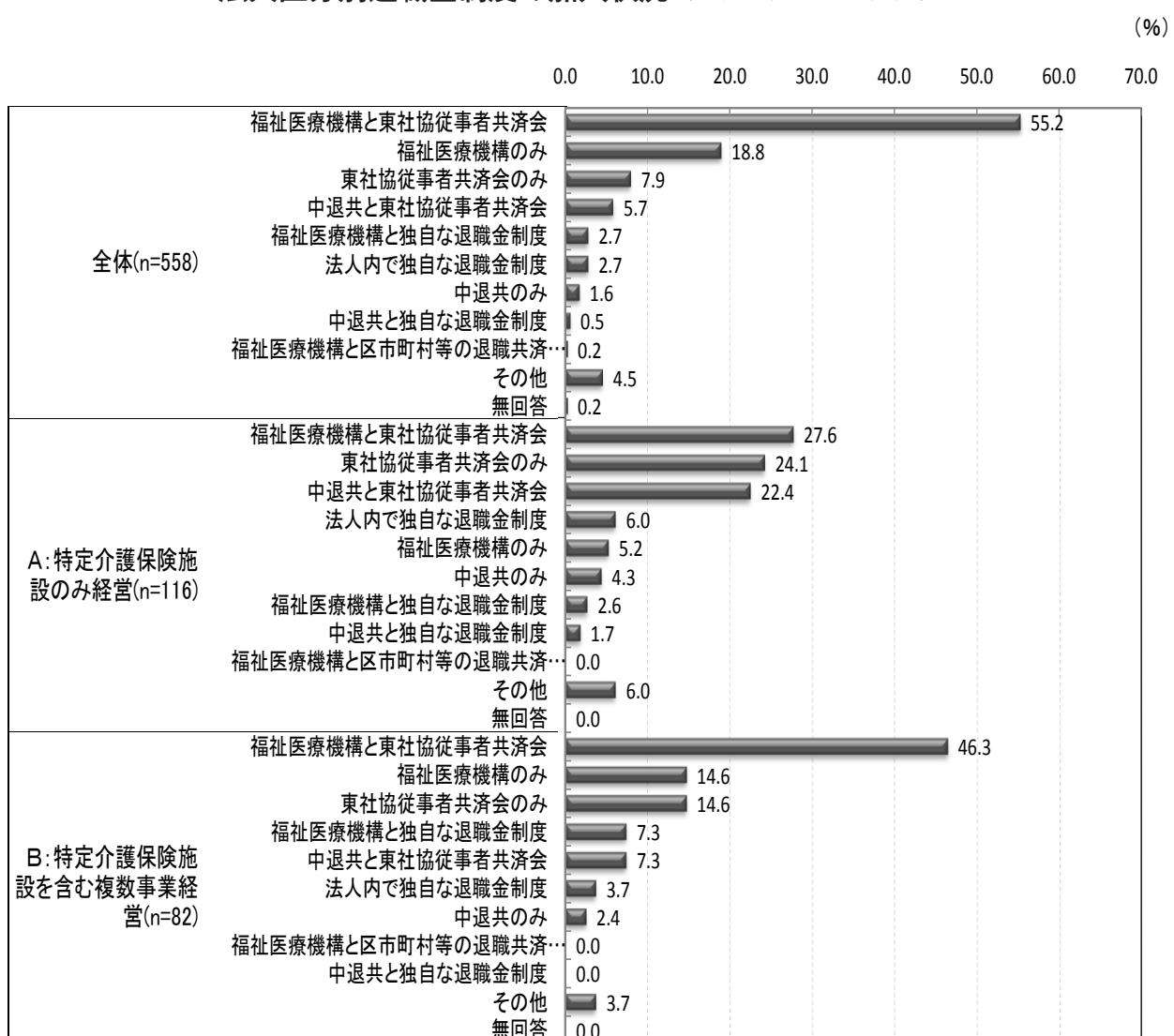
法人区別勤続年数比較（平均値）



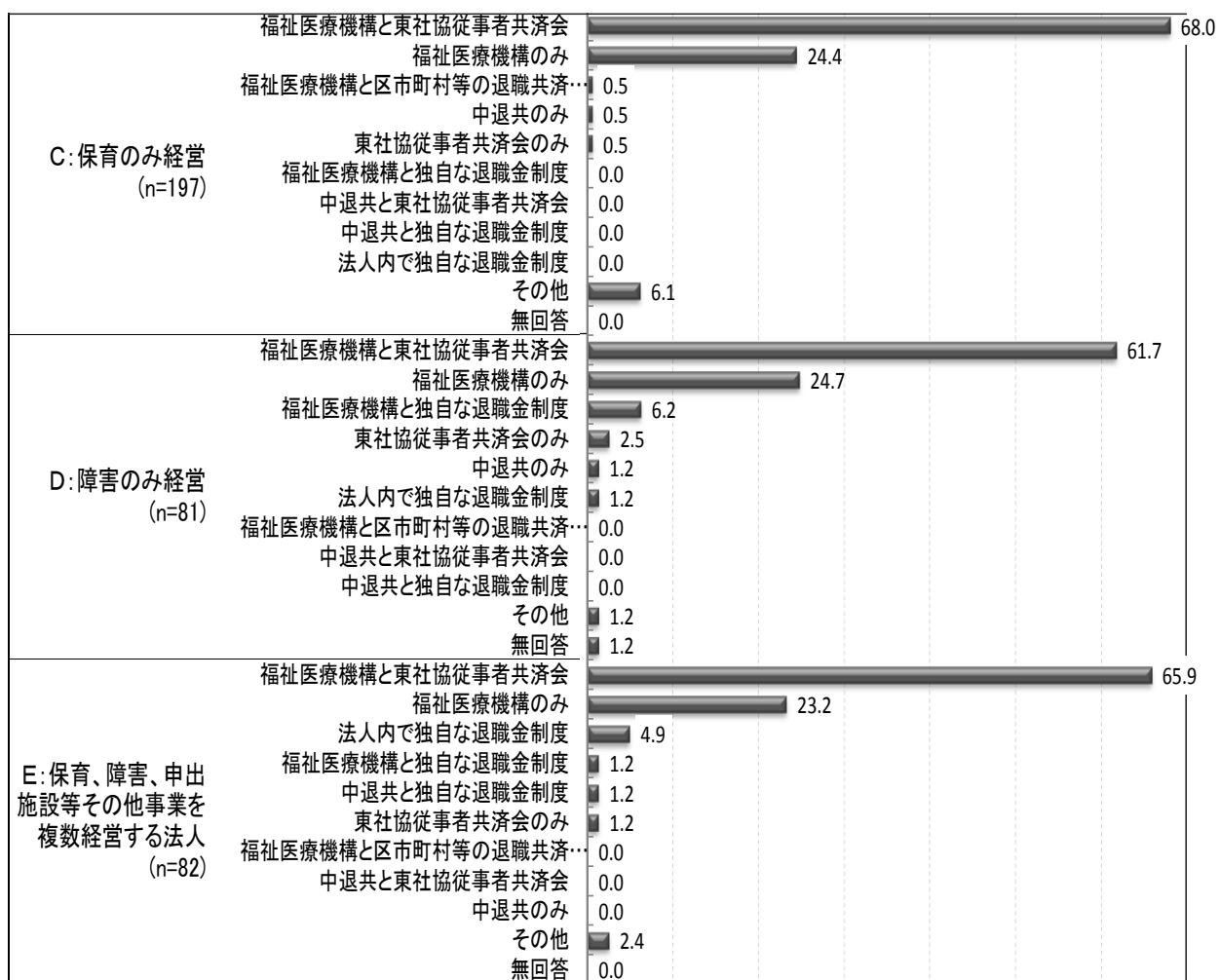
(5) 責法人の退職金制度の加入状況（問4）（法人内の施設・事業所によって加入する退職金制度が異なる場合は、加入している職員が一番多い制度）

- ① 法人区分Aの退職金制度については、「福祉医療機構と東社協従事者共済会に加入」（27.6%）、「東社協従事者共済会のみに加入」（24.1%）、「中退共と東社協従事者共済会」（22.4%）、となっている（以上で74.1%）。
- ② 法人区分Bの退職金制度については、「福祉医療機構と東社協従事者共済会に加入」（介護保険施設非加入6.1%を除くと40.2%）、「福祉医療機構にのみ加入」（14.6%）、「東社協従事者共済会にのみ加入」（14.6%）となっている（以上で69.4%）。
- ③ 法人区分Aより法人区分Bが「福祉医療機構と東社協従事者共済会に加入」が12.6%（40.2%と27.6%）も多い加入となっているのは、掛金が少ない社会福祉施設を合わせて経営している関係上、法人内での同一制度加入とすることのバランスを考慮した結果とみられる。他方、少数であるが、法人内での人事異動の対象でない社会福祉施設種別間において特定介護保険施設等の職員のみ平成18年4月以降は福祉医療機構には非加入とする法人があった。

法人区分別退職金制度の加入状況（回答の多い順に表記）



④法人区分 C、D、Eにおいては「福祉医療機構加入と東社協従事者会」の加入が約2/3、福祉医療機構のみ加入が約1/4とほぼ共通している。



⑤福祉医療機構の加入率に関しては、法人区分Aは35.4%、法人区分Bでは、62.1%、特定介護保険施設等を経営していない法人（＝法人区分C+D+E）では、92.3%である。

⑥中退共の加入率に関しては、100人以下の職員数の施設単位に加入が可能とされていることから、法人区分Aでは28.4%となっており、平成18年以降採用職員に係る福祉医療機構非加入に伴う受け皿としての加入となっている。

⑦東社協従事者共済会の加入率に関しては、法人区分Aでは74.1%、法人区分Bでは、68.2%、特定介護保険施設等を経営していない法人では、67.3%となっている。

【表2】 法人区分別退職金制度の内容 (平成20年調査と平成26年調査比較)

年度	特定介護保険施設等を経営している法人			特定介護保険施設等を経営していない法人			計	
	特定介護保 険施設のみ 経営A	特定介護保険施設 を含む複数事業経 営B	計	社会福祉施設等		保育、障害、 申出施設等そ の他事業を複 数経営する法 人E		
				事業種別に かかわらず 適用	介護保険事 業は東社協 のみ加入	保育のみ 経営C	障害のみ 経営D	
福祉医療機構と東社協従事者共済会に加入している	H20	22(19.3)	37(33.3)	59(26.2)				221(61.0)
	H26	32(27.6)	33(40.2) 5(6.1)	70(35.4)	134(68.0)	50(61.7)	54(65.9)	238(66.2)
福祉医療機構と区市町村や商工会議所等の退職共済制度に加入している	H20	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)				8(2.2)
	H26	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(0.5)	0(0.0)	0(0.0)	1(0.3)
福祉医療機構に加入し、かつ法人内で独自に退職金制度を設けている	H20	0(0.0)	5(4.5)	5(2.2)				4(1.1)
	H26	3(2.6)	6(7.3)	9(4.5)	0(0.0)	5(6.2)	1(1.2)	6(1.7)
福祉医療機構に加入しているのみ	H20	11(9.6)	17(15.3)	28(12.4)				90(31.6)
	H26	6(5.2)	12(14.6)	18(9.1)	48(24.4)	20(24.7)	19(23.2)	87(24.1)
中退共と東社協従事者共済会に加入している	H20	24(21.1)	21(18.9)	45(20.0)				2(0.6)
	H26	26(22.4)	6(7.3)	32(16.2)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
中退共に加入し、かつ法人内で独自に退職金制度を設けている	H20	0(0.0)	2(1.8)	2(0.9)				1(0.3)
	H26	2(1.7)	0(0.0)	2(1.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(1.2)	1(0.3)
中退共に加入しているのみ	H20	7(6.1)	2(1.8)	9(4.0)				9(2.5)
	H26	5(4.3)	2(2.4)	7(3.5)	1(0.5)	1(1.2)	0(0.0)	2(0.6)
東社協従事者共済会に加入しているのみ	H20	33(28.9)	13(11.7)	46(20.4)				5(1.4)
	H26	28(24.1)	12(14.6)	40(20.2)	1(0.5)	2(2.5)	1(1.2)	4(1.1)
法人内で独自に退職金制度を設けているのみ	H20	7(6.1)	9(8.1)	16(7.1)				4(1.1)
	H26	7(6.0)	3(3.7)	10(5.1)	0(0.0)	1(1.2)	4(4.9)	5(1.4)
上記以外、不明	H20	10(8.8)	5(4.5)	15(6.7)				18(5.0)
	H26	7(6.0)	3(3.7)	10(5.1)	12(6.1)	2(2.5)	2(2.4)	16(4.4)
計	H20	114(100)	111(100)	225(100)				362(100)
	H26	116(100.0)	82(100.0)	198(100.0)	197(100.0)	81(100.0)	82(100.0)	360(100.0)

#### <平成20年調査との比較検討【表2】>

- ①法人区分Aでは、「福祉医療機構と東社協従事者共済会に加入」が8.3%増、反対に、「東社協従事者共済会に加入のみ」は4.8%、「福祉医療機構に加入のみ」が4.4%それぞれ減で職員待遇としては改善の方向と理解できる。
- ②法人区分Bでは、「福祉医療機構と東社協従事者共済会に加入」が6.9%増、反対に、「中退共と東社協従事者共済会加入」が11.6.%減で職員待遇としては改善の方向と理解できる。
- ③法人区分C、法人区分D、法人区分Eの内訳調査は平成20年時では実施していないが、これらの合計で比較すると「福祉医療機構と東社協従事者共済会に加入」が5.3%の増、「福祉医療機構に加入のみ」が7.5%減となっている。
- ④以上により、共通して「福祉医療機構と東社協従事者共済会に加入」が増加傾向にあると言える。

⑤なお、法人区分A及び法人区分Bにおけるこの増加傾向は、平成21年度から実施された介護職員処遇改善交付金(その後、平成24年度以降は介護報酬処遇改善加算。都内特養では当該加算(98.5%取得))による源泉の増加によることも一因と考えられる。

平成18年3月まで採用された職員と平成18年4月以降に採用された職員別に異なる適用となる退職金制度の有無について平成20年の調査では設問したが、きわめて回答が煩瑣になることを考慮し、本調査においては、平成18年4月以降採用職員が多数（推計66%。資料2）となっている状況をふまえ、退職金制度対象の一番多い退職金制度を調査し（問4）、次いで異なる制度も利用している場合の制度も調査した（問6）。なお、実際は7年未満の職員が全体の50%を下回る法人は当然に存在しており、この場合に対応して問7に設問したものの、調査データでは平成18年4月以降採用職員へ適用の退職金制度の把握が十分にできないため、個別に聞き取り調査等により、平成18年3月まで採用された職員と18年4月以降に採用された職員への適用制度を把握することとした。以上により、特定介護保険施設等以外も経営する法人区分Bにおける平成18年4月以降の職員において、退職金制度適用に介護保険事業と介護保険事業以外において差異がある場合の内容を表2に表記した。具体的には、平成18年4月以降採用職員を非加入としている場合は回答を補正した。

なお、表2における平成20年調査結果は平成18年4月以降採用の職員に係る数値を掲載している。

#### <福祉医療機構のデータとの整合性>

特別養護老人ホームの例では、編者が本調査とは別個に作成した資料2（19頁参照）において①開設日が平成18年3月31日以前で特定介護保険施設等として部分解除届出（18年4月以降加入させない届出を提出済）②開設日が平成18年3月31日以前で特定介護保険施設等として届出（平成18年4月以後加入させない届出を提出済）」は191施設（43.9%）であり、他方「平成18年3月以前採用職員及び18年4月以降採用職員」共に福祉医療機構に加入しているのは170施設（39.0%）である。その他99施設（17.0%）はそもそも福祉医療機構に加入していない。

なお、平成26年調査の表2中、法人区分Aの回答カテゴリー（1～4）と資料2の加入統計とでは、前者が特養を含めた経営する法人集計と後者が特養を切り出した集計における差異は、福祉医療機構加入は前者が35.4%、後者が39.0%と近似値となっている。

## 第3編 統計表

**【表3】 法人区分別職員数（問1）**

	合計	問1 貴法人全体の常用職員数は何人ですか？								
		49人以下	50人以上100人未満	100人以上150人未満	150人以上200人未満	200人以上250人未満	250人以上300人未満	300人以上	無回答	
	全体	558 100.0	236 42.3	159 28.5	56 10.0	31 5.6	17 3.0	8 1.4	34 6.1	17 3.0
区分	A特定介護保険施設のみ経営	116 100.0	23 19.8	56 48.3	17 14.7	9 7.8	2 1.7	1 0.9	6 5.2	2 1.7
	B特定介護保険施設を含む複数事業経営	82 100.0	2 2.4	11 13.4	22 26.8	12 14.6	10 12.2	7 8.5	18 22.0	0 0.0
	A+B計	198 100.0	25 12.6	67 33.8	39 19.7	21 10.6	12 6.1	8 4.0	24 12.1	2 1.0
	C保育のみ経営	197 100.0	134 68.0	44 22.3	8 4.1	3 1.5	2 1.0	0 0.0	1 0.5	5 2.5
	D障害のみ経営	81 100.0	43 53.1	21 25.9	4 4.9	4 4.9	1 1.2	0 0.0	5 6.2	3 3.7
	E保育、障害、申出施設等その他事業を複数経営する法人	82 100.0	34 41.5	27 32.9	5 6.1	3 3.7	2 2.4	0 0.0	4 4.9	7 8.5
	C+D+E計	360 100.0	211 58.6	92 25.6	17 4.7	10 2.8	5 1.4	0 0.0	10 2.8	15 4.2
	無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

**【表4】 法人区分別年齢分布（問2）**

		件数	19歳以下	20歳以上25歳未満	25歳以上30歳未満	30歳以上35歳未満	35歳以上40歳未満	40歳以上45歳未満	45歳以上50歳未満	50歳以上55歳未満	55歳以上60歳未満	60歳以上65歳未満	65歳以上
全体		555	0.3	10.7	15.7	13.8	12.8	12.3	10.5	9.3	7.0	4.3	2.8
区分	A：特定介護保険施設のみ経営	115	0.7	6.3	11.2	12.4	13.7	13.9	13.0	10.8	9.2	5.6	3.1
	B：特定介護保険施設を含む複数事業経営	82	0.5	8.7	12.7	12.5	14.3	14.5	12.2	10.0	8.3	4.5	2.0
	C：保育のみ経営	196	0.1	15.9	19.6	13.7	12.0	10.0	8.8	8.7	5.3	3.0	2.3
	D：障害のみ経営	80	0.2	6.5	12.0	14.7	13.4	14.7	11.3	10.1	7.5	5.7	3.6
	E：保育、障害、申出施設等その他事業を複数経営する法人	82	0.1	10.5	19.5	16.3	11.7	10.7	8.7	7.2	6.3	4.2	3.6

**【表5】 法人区分別勤続年数分布（問3）**

		件数	2年未満	2年以上4年未満	4年以上7年未満	7年以上11年未満	11年以上16年未満	16年以上21年未満	21年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上
全体		554	17.3	20.4	19.9	16.0	11.5	6.8	3.4	2.1	2.2
区分	A：特定介護保険施設のみ経営	115	19.3	20.5	21.1	18.1	13.5	5.4	1.3	0.7	0.2
	B：特定介護保険施設を含む複数事業経営	82	19.8	19.9	19.4	15.8	11.7	7.4	3.4	1.6	1.1
	C：保育のみ経営	195	16.3	19.6	18.8	15.1	11.2	7.7	4.4	3.0	3.5
	D：障害のみ経営	80	15.8	22.9	19.8	16.1	10.5	6.9	3.6	2.3	2.1
	E：保育、障害、申出施設等その他事業を複数経営する法人	82	15.9	20.5	21.4	15.6	10.3	6.0	3.7	2.1	3.3

(注：表4、表5においては無回答を除いている)

**【表6】 法人区分別退職金制度の内容（問4）**

	合計	A特定介護保険施設のみ経営	B特定介護保険施設を含む複数事業経営	A+B計	C保育のみ経営	D障害のみ経営	E保育、障害、申出施設等その他事業を複数経営する法	C+D+E計
全体	558 100.0	116 100.0	82 100.0	198 100.0	197 100.0	81 100.0	82 100.0	360 100.0
福祉医療機構と東社協従事者共済会に加入している。	308 55.3	32 27.6	38 46.3	70 35.4	134 68.0	50 62.5	54 65.9	238 66.3
福祉医療機構と区市町村や商工会議所等の退職共済制度に加入している。	1 0.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.5	0 0.0	0 0.0	1 0.3
福祉医療機構に加入し、かつ、法人内で独自に退職金制度を設けている。	15 2.7	3 2.6	6 7.3	9 4.5	0 0.0	5 6.3	1 1.2	6 1.7
福祉医療機構に加入しているのみ。	105 18.9	6 5.2	12 14.6	18 9.1	48 24.4	20 25.0	19 23.2	87 24.2
中小企業退職共済制度(中退共)と東社協従事者共済会に加入している。	32 5.7	26 22.4	6 7.3	32 16.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
中小企業退職共済制度(中退共)に加入し、かつ、法人内で独自に退職金制度を設けている。	3 0.5	2 1.7	0 0.0	2 1.0	0 0.0	0 0.0	1 1.2	1 0.3
中小企業退職共済制度(中退共)に加入しているのみ。	9 1.6	5 4.3	2 2.4	7 3.5	1 0.5	1 1.3	0 0.0	2 0.6
東社協従事者共済会に加入しているのみ。	44 7.9	28 24.1	12 14.6	40 20.2	1 0.5	2 2.5	1 1.2	4 1.1
法人内で独自に退職金制度を設けているのみ。	15 2.7	7 6.0	3 3.7	10 5.1	0 0.0	1 1.3	4 4.9	5 1.4
その他	25 4.5	7 6.0	3 3.7	10 5.1	12 6.1	1 1.3	2 2.4	15 4.2
無回答	1	0	0	0	0	1	0	1

**【表7】 法人区分別施設種別内訳（問5その1）**

区分	合計	問5 問4で回答した制度を利用している施設・事業所の種別							
		特別養護老人ホーム	養護老人ホーム	ケアハウス	高齢者在宅サービスセンター	(無低)介護老人保健施設	保育所	児童養護施設	乳児院
全体	558 100.0	172 30.8	23 4.1	26 4.7	103 18.5	8 1.4	263 47.1	42 7.5	8 1.4
A特定介護保険施設のみ経営	116 100.0	102 87.9	0 0.0	1 0.9	50 43.1	3 2.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0
B特定介護保険施設を含む複数事業経営	82 100.0	70 85.4	19 23.2	17 20.7	52 63.4	5 6.1	32 39.0	8 9.8	2 2.4
A+B計	198 100.0	172 86.9	19 9.6	18 9.1	102 51.5	8 4.0	32 16.2	8 4.0	2 1.0
C保育のみ経営	197 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	190 96.4	0 0.0	0 0.0
D障害のみ経営	81 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
E保育、障害、申出施設等その他事業を複数経営する法	82 100.0	0 0.0	4 4.9	8 9.8	1 1.2	0 0.0	41 50.0	34 41.5	6 7.3
C+D+E計	360 100.0	0 0.0	4 1.1	8 2.2	1 0.3	0 0.0	231 64.2	34 9.4	6 1.7
無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

【表7のつづき】

		合計	問5 問4で回答した制度を利用している施設・事業所の種別							
			母子生活支援施設	救護施設	更生施設	婦人保護施設	障害者福祉施設(入所系)	障害者福祉事業所(通所系)	障害児福祉施設(入所系)	障害児福祉事業所(通所系)
	全体	558 100.0	20 3.6	7 1.3	4 0.7	5 0.9	66 11.8	93 16.7	11 2.0	20 3.6
区分	A特定介護保険施設のみ経営	116 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	B特定介護保険施設を含む複数事業経営	82 100.0	9 11.0	7 8.5	2 2.4	2 2.4	15 18.3	22 26.8	1 1.2	3 3.7
	A+B計	198 100.0	9 4.5	7 3.5	2 1.0	2 1.0	15 7.6	22 11.1	1 0.5	3 1.5
	C保育のみ経営	197 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	D障害のみ経営	81 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	45 55.6	64 79.0	7 8.6	15 18.5
	E保育、障害、申出施設等その他事業を複数経営する法	82 100.0	11 13.4	0 0.0	2 2.4	3 3.7	6 7.3	7 8.5	3 3.7	2 2.4
	C+D+E計	360 100.0	11 3.1	0 0.0	2 0.6	3 0.8	51 14.2	71 19.7	10 2.8	17 4.7
	無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

		合計	問5 問4で回答した制度を利用している施設・事業所の種別(統合)			
			居宅介護等	学童	その他	無回答
	全体	558 100.0	36 6.5	10 1.8	64 11.5	13 2.3
区分	A特定介護保険施設のみ経営	116 100.0	16 13.8	0 0.0	17 14.7	3 2.6
	B特定介護保険施設を含む複数事業経営	82 100.0	15 18.3	0 0.0	21 25.6	1 1.2
	A+B計	198 100.0	31 15.7	0 0.0	38 19.2	4 2.0
	C保育のみ経営	197 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	7 3.6
	D障害のみ経営	81 100.0	0 0.0	0 0.0	3 3.7	2 2.5
	E保育、障害、申出施設等その他事業を複数経営する法	82 100.0	5 6.1	10 12.2	23 28.0	0 0.0
	C+D+E計	360 100.0	5 1.4	10 2.8	26 7.2	9 2.5
	無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

**【表8】 法人区分別施設種別（問5その2）**

	合計	区分								
		A特定介護保険施設のみ経営	B特定介護保険施設を含む複数事業経営	A+B計	C保育のみ経営	D障害のみ経営	E保育、障害、申出施設等その他事業を複数経営する法	C+D+E計		
	全体	558 100.0	116 20.8	82 14.7	198 35.5	197 35.3	81 14.5	82 14.7	360 64.5	0 0.0
問5 問4 で回答 した制度 を利用 してい る施設 ・事 業 所 の種 別	特別養護老人ホーム	172 100.0	102 59.3	70 40.7	172 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
	養護老人ホーム	23 100.0	0 0.0	19 82.6	19 82.6	0 0.0	0 0.0	4 17.4	4 17.4	0 0.0
	ケアハウス	26 100.0	1 3.8	17 65.4	18 69.2	0 0.0	0 0.0	8 30.8	8 30.8	0 0.0
	高齢者在宅サービスセンター	103 100.0	50 48.5	52 50.5	102 99.0	0 0.0	0 0.0	1 1.0	1 1.0	0 0.0
	(無低)介護老人保健施設	8 100.0	3 37.5	5 62.5	8 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	保育所	263 100.0	0 0.0	32 12.2	32 12.2	190 72.2	0 0.0	41 15.6	231 87.8	0 0.0
	児童養護施設	42 100.0	0 0.0	8 19.0	8 19.0	0 0.0	0 0.0	34 81.0	34 81.0	0 0.0
	乳児院	8 100.0	0 0.0	2 25.0	2 25.0	0 0.0	0 0.0	6 75.0	6 75.0	0 0.0
	母子生活支援施設	20 100.0	0 0.0	9 45.0	9 45.0	0 0.0	0 0.0	11 55.0	11 55.0	0 0.0
	救護施設	7 100.0	0 0.0	7 100.0	7 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	更生施設	4 100.0	0 0.0	2 50.0	2 50.0	0 0.0	0 0.0	2 50.0	2 50.0	0 0.0
	婦人保護施設	5 100.0	0 0.0	2 40.0	2 40.0	0 0.0	0 0.0	3 60.0	3 60.0	0 0.0
	障害者福祉施設（入所系）	66 100.0	0 0.0	15 22.7	15 22.7	0 0.0	45 68.2	6 9.1	51 77.3	0 0.0
	障害者福祉事業所（通所系）	93 100.0	0 0.0	22 23.7	22 23.7	0 0.0	64 68.8	7 7.5	71 76.3	0 0.0
	障害児福祉施設（入所系）	11 100.0	0 0.0	1 9.1	1 9.1	0 0.0	7 63.6	3 27.3	10 90.9	0 0.0
	障害児福祉事業所（通所系）	20 100.0	0 0.0	3 15.0	3 15.0	0 0.0	15 75.0	2 10.0	17 85.0	0 0.0
	居宅介護等	36 100.0	16 44.4	15 41.7	31 86.1	0 0.0	0 0.0	5 13.9	5 13.9	0 0.0
	学童	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	10 100.0	10 100.0	0 0.0
	その他	64 100.0	17 26.6	21 32.8	38 59.4	0 0.0	3 4.7	23 35.9	26 40.6	0 0.0
	無回答	13 100.0	3 23.1	1 7.7	4 30.8	7 53.8	2 15.4	0 0.0	9 69.2	0 0.0

## 退職金調査に寄せて

社会保険労務士 綱川 晃弘

通常、賃金といえば月次に支払われる給与（基本給・本俸と諸手当）を想定されるが、広義で捉えれば、年二回ないしは三回支払われる賞与（期末・勤勉手当）や退職時に一時金や年金等で支払われる退職金も含まれる。

このうち今回調査対象とした退職金は、一般的に高勤続者が有利になるS字カーブの支給額を描くので、長期勤続へ誘導するインセンティブといえ、従業員の定着促進を目的に導入されるものである。

この退職金を制度として捉える場合、どの程度支給するかという点と退職金原資をどう確保するかという観点で設計していくこととなる。

この点、福祉業界では、昭和36年に制定された社会福祉施設職員等退職手当共済法により、一定の掛金を法人が納付することで、職員への支給額が法によって保障される仕組みが広く普及している。加えて、東社協が行っているような契約者（法人）・加入者双方が掛金を負担する退職共済金の給付もあり、いわゆる外部積立による安全な退職金制度が定着している。

支給の水準についても、福祉医療機構の退職手当共済では、制度案内の中で、「40年間勤務して退職（退職時本俸月額40万円）…1,741万5千円」とあり、東社協の推計値もこれと同様の水準での支給が想定される。社会福祉法人の多くは、規模的にみれば、大企業というよりも中小企業規模が多いと考えられるが、東京都中小企業振興公社の調査によれば定年時のモデル退職金額は1,224万4千円（平成24年版 調査業種計データ）となっており、一概に比較はできないものの福祉医療機構に加入の場合は、東京都の中小企業における退職金を上回る水準の退職金が用意されている。本調査では、特定介護保険施設を含む複数事業経営法人では、68.2%、それ以外の法人では、90.3%と多くの法人で整備されているといえる。

また、民間企業でみられる自ら退職金原資を確保する退職金制度では、賃金の支払の確保等に関する法律第5条により、「労働者の全員が自己の都合により退職するものと仮定して計算した場合に退職手当として支払うべき金額の見積り額の四分の一に相当する額等を保全する措置を講ずるよう努めなければならない」とされている。こ

の点社会福祉施設職員等退職手当共済等は、法令で除外されているため、保全措置をとる必要がないことは、法人にとっての退職金の安全性をアピールできるというメリットといえる。

もちろん平成18年4月の改正のような法人負担急増や、過去に中小企業退職金共済（中退共）で支給率の引き下げ等、支給率の減額が今後も行われないという保障はないが、福祉業界、とりわけ社会福祉法人は他業種と比較しても、現状では手厚く安全な退職金の仕組みが広く整えられているのは間違いないと考える。

平成18年4月に社会福祉施設職員等退職手当共済で、特定介護保険施設等の区分が設けられたが、法人負担の増加が見込まれる状況でも、負担増を甘受して継続する法人はもちろん、部分脱退したほとんどの法人も東社協退職共済金等の別の制度に加入していたり、その後さらに、調査集計結果からは福祉医療機構へ復元（回帰）していることが見て取れることからみると、法人としては退職金が人材の定着促進に不可欠であると認識していることは容易に推測される。

とすれば、福祉人材の確保・定着が喫緊の課題とされている昨今においては、法人内での定着促進という目的だけが、クローズアップされている状況は非常にもったいないと考える。

とりわけ、掛金負担が重い介護保険事業関係では、経営悪化を理由として退職金制度の見直しを行う場合があるが、福祉医療機構等の制度が手厚く安全であるということを再確認して頂き、退会は慎重に検討すべきと考える。

月例賃金や賞与では、まだ他業種と互角に渡り合える状況ではない中で、退職金制度だけは手厚く安全に整備していることをもっと労働市場に発信し、人材の「獲得」にも一層の活用をしてもらいたいと考える。

（綱川労務管理センター所長、東社協福祉施設経営相談室 労務専門相談員。

福祉分野では、東京都福祉サービス評価推進機構（東京都福祉保健財団設置）評価・研究委員（評価手法ワーキング委員、高齢ワーキング委員兼務）、全社協における各種委員会委員、「東京都社会福祉法人経営適正化検討委員会」委員などを務める。）

## <資料1>

社会福祉法人が経営する都内社会福祉施設等に係る退職手当共済法における対象区分(福祉医療機構調べ)

	施設種類名称	加入施設数	職員数	補助対象職員数		施設種類名称	加入施設数	職員数	補助対象職員数
社会福祉施設等	救護施設	10	430	430		診療施設(病院・診療所)	7	1,030	0
	更生施設	3	43	43		簡易住宅貸付・宿泊所利用事業	3	8	0
	宿所提供的施設	1	9	9		その他生活困難者施設・事業	2	36	0
	乳児院	8	410	410		児童厚生施設(児童館等)	25	197	0
	母子生活支援施設	33	317	317		児童家庭支援センター	7	45	0
	保育所	905	23,565	23,565		障害児相談支援事業	1	3	0
	児童養護施設	53	1,891	1,891		放課後児童健全育成事業	62	183	0
	福祉型障害児入所施設	11	271	271		法定外保育施設	4	27	0
	医療型障害児入所施設	9	1,783	1,783		地域子育て支援拠点事業	3	13	0
	障害児通所支援事業	37	298	298		一時預かり事業	1	3	0
	養護老人ホーム	32	742	742		その他児童施設・事業	13	133	0
	軽費老人(介護保険指定 無)	34	240	240		老人福祉センター	3	6	0
	視聴覚障害者情報提供施設	5	82	82		老人介護支援センター	1	7	0
	婦人保護施設	5	71	71		介護老人保健施設	6	347	0
	社会事業授産施設	4	40	40		指定居宅介護支援事業	57	147	0
	児童自立生活援助事業	7	32	32		指定訪問看護事業	20	59	0
	居宅介護(障害者)	40	185	185		有料老人ホーム	3	32	0
	行動援護(障害者)	6	6	6		在宅介護支援センター	1	7	0
	共同生活援助(障害者)	253	651	651		訪問入浴介護事業	1	3	0
	短期入所(障害者)	32	47	47		地域包括支援センター	35	188	0
	重度訪問介護	9	18	18		その他老人施設・事業	13	182	0
	生活介護	193	3,174	3,174		身体障害者福祉センター	1	4	0
	自立訓練	28	125	125		手話通訳事業	1	19	0
	就労移行支援	102	460	460		その他身体障害者施設・事業	9	41	0
	就労継続支援	306	2,063	2,063		その他知的障害者施設・事業	5	8	0
	移動支援事業	5	5	5		その他精神障害者施設・事業	2	8	0
	同行援護	1	0	0		その他母子施設・事業	5	45	0
	地域活動支援センター	44	254	254		隣保事業	1	30	0
	福祉ホーム	6	12	12		福祉サービス利用援助事業	1	2	0
	障害者支援施設	86	4,011	4,011		社会福祉事業関連連絡事業	24	81	0
特定介護保険施設等	特別養護老人ホーム	361	11,809	6,308		その他障害者施設・事業	18	42	0
	軽費老人(介護保険指定 有)	3	69	16		法人関連事業	1	0	0
	老人居宅介護等事業	80	248	144		小規模作業所	6	2	0
	小規模多機能型居宅介護事業	9	39	6		その他施設・事業	16	97	0
	認知症対応型老人共同生活援助	42	303	93		相談支援事業	14	36	0
	老人デイサービス	402	3,460	2,173		計	3,549	60,413	50,109
	老人短期入所施設	12	77	32					

- (1) 加入しなければならない社会福祉施設等…共済契約者が新たに社会福祉施設等を経営することとなったときは、当該社会福祉施設等の許認可または届出された事業開始日から加入しなければなりません。
- (2) 特定介護保険施設等…平成18年4月の制度改正により、新たに設けられた施設区分で、介護保険制度の対象となる高齢者関係の施設・事業です。下記の「申出施設等」と同様に、任意に申し出ることにより共済契約の対象とすることができます。18年4月の制度改正前から加入している施設等の場合には、制度改正後に採用された職員を被共済職員としない(加入しない)という取扱いもできます。
- (3) 申出施設等…共済契約者となった社会福祉法人が経営する社会福祉施設等および特定介護保険施設等以外の施設や事業について、任意で申し出ることにより共済契約の対象とすることができます。ただし申出施設等の承認を得てからは、申出施設等のみの脱退(解除)はできません。また、申出施設等だけでは、制度への加入はできません。

(注)職員数と補助対象職員数との差は掛金が単位掛金の3倍となる職員数を示す。また、特養361施設に職員総数が11809人が在籍しているのではなく、361施設にはここに含まれていない18年4月以降採用職員がいる。詳細は資料2を参照してください。さらに、編者にて一部旧法名称を新法名称に改訂しています。

<資料2>都内で社会福祉法人が実施主体の特養及びデイの福祉医療機構加入状況（東社協作成）

対象				掛金	内容	特養		デイ						
施設数	職員数(人)	施設数	職員数(人)											
加入	加入	18年3月以前採用職員	加入	単位掛金のみ	①開設日が平成18年3月31日以前で特定介護保険施設等として部分解除届出(18年4月以後加入させない届出を提出済)②開設日が平成18年3月31日以前で特定介護保険施設等として届出(18年4月以後加入させない届出を提出済)	191	3,422	181	1,076					
	非加入	18年4月以降採用職員	加入させない	(推計)	上記に係る18年4月以後加入させない届出を提出済施設の18年4月以降入職した職員(加入させない)		6,001 (=191×A-3422)		877 (=181×B-1076)					
	小計					191	9,423	181	1,953					
						(43.9%)		(37.0%)						
	全員加入	18年3月以前採用職員	加入	単位掛金のみ	開設日が平成18年3月31日以前で18年4月以後加入させない届出を提出していない	170	2,886	221	1,097					
	全員加入	18年4月以降採用職員	加入	単位掛金×3倍	①開設日が平成18年3月31日以前で18年4月以後加入させない届出を提出していない②開設日が平成18年4月1日以降で特定介護保険施設等として加入を申出		5,501 ア		1,287					
	小計					170	8,387 イ	221	2,384					
						(39.0%)		(45.1%)						
						8387/170=49.3=A		2384/221=10.7=B						
	合計					361	17,810	402	4,337					
						(82.9%)		(82.2%)						
非加入(指定数から一部加入も含めて加入施設数を減算)						74	3,648 (=74×A)	87	938 (=87×B)					
						(17.0%)		(17.7%)						
総計(指定数)						435	21,445 (=435×A)	489	5,275 (=489×B)					

加入率(18年4月以降採用職員の加入率) * 特養の職員数に係る推計分子=5501、推計分母=6001+5501+2392(=3648×ア/イ)。デイも同様。		5,501 (39.5%)		1,287 (48.2%)
--	--	------------------	--	------------------

注①本表は福祉医療機構作成の加入状況データに基づき統計加工して作成したもの。本調査結果とは別個です。  
 注②平成18年4月施行の「改正社会福祉施設職員等退職手当共済法」により従前の共済契約を締結した場合その加入が義務付けられていた「特定介護保険施設等(特養、デイ等)」が法人の任意加入になりました。これは、改正により18年4月以降採用した職員に係る退職手当掛金に対する補助(国1/3、都道府県1/3)がなくなったことによるものです。

③総計(指定数)は東京都指定状況(25.4)、総計(指定数)を除き網掛欄以外は福祉医療機構(25.4)のデータによる。

④網掛欄は推計値(A及びB)により算出した参考に供するための推計値。これは、18年3月以前採用職員に加え18年4月以降採用職員も福祉医療機構に加入の場合は、既加入職員及び新規職員全員が包括加入となることから、A及びBは、施設職員数の実態を把握する上で有効と考えられるからです。

⑤本調査対象職員は、雇用期間に定めのない職員(いわゆる正規職員)及び雇用期間に定めのない職員のうち、正規職員以外の者で労働時間が就業規則で定める正規職員の所定労働時間の3分の2以上の者。福祉医療機構加入対象職員要件は、これに加えて一定の有期契約職員も加入が可能。

<資料3> 福祉医療機構退職手当金支給実績

年度	平成21～25年度（全国）			(試算：東社協従事者共済会平均本俸月額実績を使用した場合)	東社協従事者共済会平均本俸月額実績
	被共済職員期間	人 員	支給金額		
総 数	333,174	430,479,719,811	1,292,057	—	—
1年	55,357	4,819,671,600	87,065	102,600	193,386
2年	44,434	7,945,526,160	178,816	205,200	197,572
3年	39,752	10,981,014,080	276,238	307,800	202,469
4年	32,397	12,256,329,840	378,317	442,800	208,980
5年	27,589	13,406,747,250	485,945	553,500	217,378
6年	22,032	16,547,523,300	751,068	830,250	220,086
7年	18,217	16,258,536,000	892,493	1,039,500	225,465
8年	14,518	15,270,390,450	1,051,825	1,188,000	238,558
9年	11,091	13,493,698,200	1,216,635	1,427,625	237,287
10年	9,524	13,261,534,125	1,392,433	1,586,250	243,407
11年	7,297	12,381,456,261	1,696,787	1,878,120	253,716
12年	5,741	11,011,693,274	1,918,079	2,196,000	257,756
13年	4,654	9,882,387,467	2,123,418	2,394,000	264,236
14年	3,701	8,716,797,520	2,355,255	2,592,000	273,668
15年	3,603	9,297,059,600	2,580,366	2,957,400	285,289
16年	3,255	9,295,578,252	2,855,784	3,346,560	285,450
17年	3,032	9,411,109,791	3,103,928	3,568,320	285,269
18年	2,650	8,871,909,028	3,347,890	4,060,800	306,008
19年	2,275	8,212,517,048	3,609,898	4,298,400	309,271
20年	2,318	11,286,909,450	4,869,245	6,048,000	327,168
21年	1,802	9,568,873,080	5,310,140	6,393,600	323,244
22年	1,497	8,542,072,380	5,706,127	6,739,200	330,436
23年	1,261	7,747,113,060	6,143,627	7,084,800	330,942
24年	1,143	7,479,356,520	6,543,619	7,430,400	338,665
25年	1,113	9,699,766,875	8,714,975	10,327,500	346,917
26年	1,003	9,333,137,625	9,305,222	11,421,000	365,172
27年	979	9,585,026,325	9,790,630	11,907,000	368,811
28年	937	9,652,939,500	10,301,963	12,393,000	362,702
29年	953	10,415,563,500	10,929,238	12,879,000	373,688
30年	1,020	11,731,880,250	11,501,843	13,365,000	371,566
31年	1,010	12,247,624,500	12,126,361	13,770,000	373,831
32年	949	11,958,024,375	12,600,658	14,175,000	371,463
33年	918	12,080,365,000	13,159,439	14,580,000	381,513
34年	837	11,441,758,125	13,669,962	14,985,000	400,855
35年	863	12,193,903,750	14,129,668	15,390,000	407,046

(注：36年以降は掲載略。福祉医療機構提供。試算は東社協による)

<資料4> 東社協・従事者共済会退会者加入期間別退職共済金給付状況（掛金労使折半）

加入年数	23年度		24年度		25年度		平均 事業主 掛金額
	給付 者数	平均給付額	給付 者数	平均給付額	給付 者数	平均給付額	
1	826	121,887	816	124,614	875	121,012	4,417
2	644	220,933	708	219,624	667	216,794	4,494
3	567	329,899	612	337,526	655	326,364	4,599
4	387	456,148	433	470,735	471	468,516	4,748
5	305	589,509	366	581,714	389	576,605	4,912
1～5年計	退職者比率 66.4%		退職者比率 64.8%		退職者比率 64.7%		
6	215	674,788	263	709,018	276	699,117	5,002
7	165	845,636	197	830,587	189	823,105	5,101
8	124	969,127	178	935,169	158	986,191	5,314
9	88	1,146,815	105	1,136,077	121	1,068,751	5,336
10	89	1,307,448	91	1,226,063	104	1,266,218	5,469
1～10年計	退職者比率 82.9%		退職者比率 83.2%		退職者比率 82.6%		
11	70	1,459,817	96	1,424,226	108	1,352,116	5,635
12	58	1,591,019	53	1,617,906	83	1,523,768	5,735
13	58	1,753,200	71	1,752,863	49	1,765,563	5,831
14	43	1,902,253	53	1,877,055	55	1,891,230	5,981
15	45	2,138,676	57	2,102,939	56	2,121,989	6,213
1～15年計	退職者比率 89.6%		退職者比率 90.5%		退職者比率 90.1%		
16	38	2,428,676	39	2,388,405	45	2,286,531	6,239
17	51	2,580,186	41	2,511,198	40	2,496,010	6,227
18	61	2,749,713	48	2,722,235	48	2,729,766	6,422
19	38	2,951,908	39	2,956,062	43	2,864,762	6,506
20	36	3,106,522	48	3,143,496	56	2,903,927	6,599
1～20年計	退職者比率 95.1%		退職者比率 95.2%		退職者比率 95.0%		
21	30	3,256,050	29	3,283,000	44	3,288,457	6,601
22	19	3,517,421	22	3,456,568	33	3,351,864	6,670
23	13	3,670,254	17	3,776,759	24	3,683,754	6,691
24	13	3,933,315	23	3,887,470	16	3,860,113	6,715
25	13	4,176,369	6	4,165,567	12	4,131,908	6,739
1～25年計	退職者比率 97.2%		退職者比率 97.4%		退職者比率 97.7%		
以下掲載略							
合計	4,109	852,886	4,528	839,064	4,723	838,515	
総支給額		3,504,509,270		3,799,282,464		3,960,304,088	

<資料5> 中小企業退職金共済法に基づく国の退職金制度支給概要

(ホームページ試算) (掛金月額 5,000 円の場合。事業主全額負担。標準報酬月額は不使用)

加入年数	支給額（円）	加入年数	支給額（円）
1年	18,000	6年	368,550
2年	120,000	7年	433,800
3年	180,000	8年	499,750
4年	240,850	9年	566,150
5年	304,100	10年	632,800

## <資料6>都内社会福祉法人における退職金制度実態調査結果（平成20年）

調査主体：東京都社会福祉協議会

調査対象：東社協会員法人の内、民間社会福祉施設を経営する東京都所管社会福祉法人

調査期間：平成20年1月～2月

調査方法：FAX・郵送による全数調査

調査票送付数：736法人

回答法人数（回答率）：587（79.8%）

### 回答法人内訳

事業区分	回答法人数		
特定介護保険施設等経営法人	114	225	
特定介護保険施設等を経営かつ特定介護保険施設等以外の社会福祉事業も経営法人	111		
特定介護保険施設等以外の社会福祉事業のみ実施法人	362		
合計	587		

退職金制度の内容	特定介護保険施設等経営法人						特定介護保険施設等を経営していない法人		合計	
	特定介護保険施設等のみ経営する法人		特定介護保険施設等以外も経営する法人		小計					
	(平成18年3月31日までに採用された職員。以下、①)	(平成18年4月1日以後に採用された職員。以下、②)	①	②	①	②	①	②	①	②
福祉医療機構と東社協従事者共済会に加入している	78 68.4	22 19.3	79 71.2	37 33.3	157 69.8	59 26.2	236 65.2	221 61.0	393 67.0	280 47.7
福祉医療機構と区市町村や商工会議所等の退職共済制度に加入している	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	9 2.5	8 2.2	9 1.5	8 1.4
福祉医療機構に加入し、かつ法人内で独自に退職金制度を設けている	1 0.9	0 0.0	7 6.3	5 4.5	8 3.6	5 2.2	7 1.9	4 1.1	15 2.6	9 1.5
中退共と東社協従事者共済会に加入している	2 1.8	24 21.1	0 0.0	21 18.9	2 0.9	45 20.0	1 0.3	2 0.6	3 0.5	47 8.0
中退共に加入しているのみ	3 2.6	7 6.1	0 0.0	2 1.8	3 1.3	9 4.0	0 0.0	9 2.5	3 0.5	18 3.1
中退共に加入し、かつ法人内で独自に退職金制度を設けている	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 1.8	0 0.0	2 0.9	1 0.3	1 0.3	1 0.2	3 0.5
福祉医療機構に加入しているのみ	15 13.2	11 9.6	21 18.9	17 15.3	36 16.0	28 12.4	79 28.8	90 31.6	115 19.6	118 20.1
東社協従事者共済会に加入しているのみ	3 2.6	33 28.9	0 0.0	13 11.7	3 1.3	46 20.4	2 0.6	5 1.4	5 1.4	51 8.7
法人内で独自に退職金制度を設けているのみ	4 3.5	7 6.1	3 2.7	9 8.1	7 3.1	16 7.1	5 1.4	4 1.1	12 2.0	20 3.4
上記以外、不明、非該当	8 7.0	10 8.8	1 0.9	5 4.5	9 4.0	15 6.7	22 6.1	18 5.0	31 5.3	33 5.6
計	114 100.0	114 100.0	111 100.0	111 100.0	225 100.0	225 100.0	362 100.0	362 100.0	587 100.0	587 100.0

## <付：東社協関連資料結果からわざること>

①福祉医療機構退職手当金は、直近6か月の本俸月額に支給率を乗じて算出される。全国数値と比較するため、東社協従事者共済会が把握する被共済期間に対応する退職者の過去全期間平均本俸月額実績を使用して支給率を乗じ、福祉医療機構退職手当金を算出してみた。例えば、全国統計では満5年で485,945円であるのに対し東社協従事者共済会は全期間平均であるにも関わらず、553,500円と東京は全国値の14%増であり、本俸額の高さが反映されている（資料3）。

②特定介護保険施設に係る福祉医療機構掛金は本俸の多寡にかかわらず一律@44,700円×3=134,100円（平成18年4月以降採用）であり、累積掛金より多く福祉医療機構退職手当金を受給できるのは全国では、満7年、東京では満6年となると推計された（資料3）。

③法人給与制度において、本俸とは別に地域手当（旧調整手当）を支給している場合は当該手当は本俸に算入不可であり、福祉医療機構退職手当金算出に反映されず、受給額が相当額少なく算出されることから当該手当額を本俸に組み入れることを東社協は従前から提唱し、現在、東社協給与実態調査では特養、障害ともに2/3以上の法人で、不支給となっている。また、処遇改善報酬加算を源泉とする使途については、同様に月例額として支給される場合においては、本俸に算入されることが望まれる「本俸の額に含めて支給」は、特養では、23%、障害では、17%となっている（東社協給与制度等に関する調査）。

④中退共は掛金額の多寡により支給率が異なることはないことから、年額12万円で得られる支給額に（134,100円/120,000円）を乗じた額を仮想支給額として、福祉医療機構退職手当金（東社協従事者共済会平均本俸月額実績を使用）と比較してみた。

	福祉医療機構 退職共済金	中退共（仮）
5年	553,500	679,664
6年	830,250	823,709
10年	1,586,250	1,414,308
15年	2,957,400	2,179,125
20年	6,048,000	2,979,926

以上によると、勤続満5年までは中退共が福祉医療機構退職手当金を上回り、その後逆転し、曲線的に増加し、20年では2倍以上の給付額の差異が生じている。

（編者）

# 退職金制度に関する調査（社会福祉法人のみ）

(社会福祉法人東京都社会福祉協議会 福祉施設経営相談室)

東京都社会福祉協議会では、社会福祉事業、介護保険事業サービスの人材確保の上で重要な要素としての退職金制度の実態を調査し、都内事業者における退職金の制度設計に資する目的により実施します。お忙しい中、恐縮ですが、ぜひともご協力を願いします。調査の集計・分析にあたっては、個々の法人が特定されることのないように留意いたします。

この調査は、個々の福祉施設単位ではなく、社会福祉法人を単位としての回答をお願いするものです。

法人名			整理欄	
住所	〒			
記入者氏名	※	電話番号		

※調査報告にあたって施設・事業所名を公表することはありません。記載内容の確認時に必要なため、お聞きするものです。

## 《フェースシート》 (平成 26 年 3 月 31 日時点での回答ください)

### 問 1 貴法人全体の常用職員数は何人ですか？あてはまるもの 1 つに○をつけて下さい。

- 1 50 人未満      2 50 人以上 100 人未満      3 100 人以上 150 人未満  
4 150 人以上 200 人未満      5 200 人以上 250 人未満      6 250 人以上 300 人未満  
7 300 人以上

### 問 2 貴法人全体の常用労働者の年齢分布状況について、およその比率を記入して下さい。

年齢区分	比 率(%)	年齢区分	比 率(%)
～19歳	%	45～49歳	%
20～24歳	%	50～54歳	%
25～29歳	%	55～59歳	%
30～34歳	%	60～65歳	%
35～39歳	%	65歳～	%
40～44歳	%	計	100%

### 問 3 貴法人全体の常用労働者の勤続年数分布状況について、およその比率を記入して下さい。

勤続年数	比 率(%)	勤続年数	比 率(%)
～1年	%	16～20年	%
2～3年	%	21～25年	%
4～6年	%	25～30年	%
7～10年	%	31年以上	%
11～15年	%	計	100%

## 《退職金制度の現況・実績について》

### 問 4 貴法人の退職金制度の加入状況について、あてはまるものに○をつけて下さい。なお、法人内の施設・事業所によって加入する退職金制度が異なる場合は、加入している職員が一番多い制度についてご回答下さい。

- 1 福祉医療機構と東社協従事者共済会に加入している。
- 2 福祉医療機構と区市町村や商工会議所等の退職共済制度に加入している。
- 3 福祉医療機構に加入し、かつ、法人内で独自に退職金制度を設けている。
- 4 福祉医療機構に加入しているのみ。
- 5 中小企業退職共済制度(中退共)と東社協従事者共済会に加入している。
- 6 中小企業退職共済制度(中退共)に加入し、かつ、法人内で独自に退職金制度を設けている。
- 7 中小企業退職共済制度(中退共)に加入しているのみ。
- 8 東社協従事者共済会に加入しているのみ。
- 9 法人内で独自に退職金制度を設けているのみ。
- 10 その他( )

**問5 上記問4で回答した制度を利用している施設・事業所の種別について○をつけて下さい。**

(複数回答可)

- |                  |                 |                   |            |
|------------------|-----------------|-------------------|------------|
| 1 特別養護老人ホーム      | 2 養護老人ホーム       | 3 ケアハウス           |            |
| 4 高齢者在宅サービスセンター  | 5 (無低) 介護老人保健施設 |                   |            |
| 6 保育所            | 7 児童養護施設        | 8 乳児院             | 9 母子生活支援施設 |
| 10 救護施設          | 11 更生施設         | 12 婦人保護施設         |            |
| 13 障害者福祉施設 (入所系) |                 | 14 障害者福祉事業所 (通所系) |            |
| 15 障害児福祉施設 (入所系) |                 | 16 障害児福祉事業所 (通所系) |            |
| 17 その他 ( )       |                 |                   |            |

**問6 貴法人の施設・事業所において、問4の回答とは異なる退職金制度に加入している施設・事業所がある場合、その状況についてあてはまるものに○をつけて下さい。**

- 1 福祉医療機構と東社協従事者共済会に加入している。
- 2 福祉医療機構と区市町村や商工会議所等の退職共済制度に加入している。
- 3 福祉医療機構に加入し、かつ、法人内で独自に退職金制度を設けている。
- 4 福祉医療機構に加入しているのみ。
- 5 中小企業退職共済制度(中退共)と東社協従事者共済会に加入している。
- 6 中小企業退職共済制度(中退共)に加入し、かつ、法人内で独自に退職金制度を設けている。
- 7 中小企業退職共済制度(中退共)に加入しているのみ。
- 8 東社協従事者共済会に加入しているのみ。
- 9 法人内で独自に退職金制度を設けているのみ。
- 10 その他( )

**問7 上記問6で回答した制度を利用している施設・事業所の種別について○をつけて下さい。**

(複数回答可) 注：問5と同じにつき掲載略。

## 東社協・福祉施設経営相談室のご利用案内

東京都社会福祉協議会では、都内社会福祉法人の経営、福祉施設の運営に係る相談に応じるため、下記の相談室を設置していますので、お気軽にご利用ください。守秘義務厳守。相談はいずれも無料です（東京都の補助事業）。事前相談もお待ちしています。



利用者の権利擁護、利用者・家族からの訴え、職員処遇その他法人経営・施設運営に係る事案に、弁護士がご相談に応じます（来所、文書相談）。



会計基準（新・旧会計基準・指導指針・就労支援会計処理基準）、会計関連通知に係る会計処理方法など、個別案件に、公認会計士がご相談に応じます（原則文書相談）。



採用から解雇まで、就業規則、人事・労務管理全般の個別案件に、社会保険労務士がご相談に応じます（文書、来所相談）。



この他、法人経営、施設運営全般及び社会福祉法人設立、新規事業創設に関するご相談に専任経営相談員がお受けします。



発 行 者 東京都社会福祉協議会 福祉施設経営相談室  
〒162-8953 新宿区神楽河岸 1-1  
E メール k\_soudan@tcsw.tvac.or.jp  
電 話 03-3268-7170